

富士見公園再編整備事業

入札説明書等に関する新旧対照表

令和4年5月31日

川崎市

富士見公園再編整備事業 要求水準書に係る新旧対照表

No	頁	資料	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	i)	項目等	修正前	修正後
1											目次	閲覧資料一覧 閲覧資料1 現況測量調査報告書 閲覧資料2 地盤調査資料 閲覧資料3 地中障害資料 閲覧資料4 公園台帳 閲覧資料5 既存公園施設図面 閲覧資料6 津波避難施設について 閲覧資料7 アスベスト調査結果 閲覧資料8 公共建築物点検マニュアル 閲覧資料9 川崎球場及び川崎富士見球技場の保安規程に係る資料 閲覧資料10 指定緊急避難場所指定基準 閲覧資料11 富士見公園の光熱水費について	閲覧資料一覧 閲覧資料1 現況測量調査報告書 閲覧資料2 地盤調査資料 閲覧資料3 地中障害資料 閲覧資料4 公園台帳 閲覧資料5 既存公園施設図面 閲覧資料6 津波避難施設について 閲覧資料7 アスベスト調査結果 閲覧資料8 公共建築物点検マニュアル 閲覧資料9 川崎球場及び川崎富士見球技場の保安規程に係る資料 閲覧資料10 指定緊急避難場所指定基準 閲覧資料11 富士見公園の光熱水費及び管理頻度実績について 閲覧資料12 富士見公園北側の利用状況について 閲覧資料13 既存建物の概要書 閲覧資料14 流域区画割図及び下水道流量計算表 閲覧資料15 誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン
2	12		1	(5)	イ				①		イ 敷地条件	敷地の現況及び周辺インフラ整備状況：「資料2 富士見公園位置図」、「資料3 富士見公園現況測量図」、「資料4 事業区域図」、「資料6 周辺道路現況図」、「資料7 インフラ現況図（給水、排水、電気・通信・ガス）」、「閲覧資料1 現況測量調査報告書」、「閲覧資料3 地中障害資料」、「閲覧資料4 公園台帳」、「閲覧資料5 既存公園施設図面」	敷地の現況及び周辺インフラ整備状況：「資料2 富士見公園位置図」、「資料3 富士見公園現況測量図」、「資料4 事業区域図」、「資料6 周辺道路現況図」、「資料7 インフラ現況図（給水、排水、電気・通信・ガス）」、「閲覧資料1 現況測量調査報告書」、「閲覧資料3 地中障害資料」、「閲覧資料4 公園台帳」、「閲覧資料5 既存公園施設図面」、「閲覧資料13 既存建物の概要書」、「閲覧資料14 流域区画割図及び下水道流量計算表」
3	12		1	(5)	イ				⑥		イ 敷地条件	什器・備品等の調達・設置に係る条件：「資料17 什器・備品等リスト（スポーツ施設・建築施設）」 なお、本事業で調達する什器・備品等とは別に、事業者が本事業区域の運営を行うにあたり、本市が事業者へ貸し出す備品等がある。具体的には、「資料24 施設運営にあたっての貸出備品等リスト（川崎富士見球場、かわQホール）」を参照すること。	什器・備品等の調達・設置に係る条件：「資料17 什器・備品等リスト（スポーツ施設・建築施設）」 なお、本事業で調達する什器・備品等とは別に、事業者が本事業区域の運営を行うにあたり、本市が事業者へ貸し出す備品等がある。具体的には、「資料24 施設運営にあたっての貸出備品等リスト（川崎富士見球場、かわQホール）」を参照すること。
4	76		3	(2)	イ	(オ)	b	(b)		i)	(b) 土俵	土俵の仕様については、「日本相撲連盟規程集土俵規程(2017)」に準じて整備すること。	土俵の仕様については、「日本相撲連盟規程集土俵規程(2021)」に準じて整備すること。

富士見公園再編整備事業 要求水準書に係る新旧対照表

No	頁	資料	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	i)	項目等	修正前	修正後
5	19		1	(6)		(ウ)					適用基準等	<p>…</p> <p>(xx) 川崎市上下水道局給水管理設基準</p> <p>(yy) その他関連基準等</p>	<p>…</p> <p>(xx) 川崎市上下水道局給水管理設基準</p> <p>(yy) <u>誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン</u></p> <p>(zz) その他関連基準等</p>
6	111		5	(2)	キ						キ 修繕業務	<p>事業者は、事業期間中、本施設が要求水準に示す機能及び性能等を保ち、劣化に伴う機能低下を防止し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、以下の修繕業務を実施すること。</p> <p>なお、パークセンター、クラブハウス、立体駐車場、相撲場、アメニティ施設、屋外倉庫、テニスコート、多目的広場、人工芝の広場（以下、「全修繕負担施設」という。）については、事業期間内に発生する全ての修繕・更新を事業者の負担により実施するものとし、それ以外の施設については、後述する「(ウ) 全修繕負担施設以外の施設」の基準の範囲内で、事業者の負担により、その修繕・更新を実施するものとする。</p>	<p>事業者は、事業期間中、本施設が要求水準に示す機能及び性能等を保ち、劣化に伴う機能低下を防止し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、以下の修繕業務を実施すること。</p> <p>なお、パークセンター、クラブハウス、立体駐車場、相撲場、アメニティ施設、屋外倉庫、テニスコート、多目的広場、人工芝の広場（任意提案施設として整備した土木施設及び建築施設（かわQホール等の既存建築施設の改修整備を除く）を含み、以下、「全修繕負担施設」という。）については、事業期間内に発生する全ての修繕・更新を事業者の負担により実施するものとし、それ以外の施設については、後述する「(ウ) 全修繕負担施設以外の施設」の基準の範囲内で、事業者の負担により、その修繕・更新を実施するものとする。</p>

富士見公園再編整備事業 様式集に係る新旧対照表

No	資料名	様式	項目等	修正前	修正後
1	入札参加資格確認審査に係る提出書類	2-2	統括管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	◆ <u>設計</u> に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに作成してください。	◆ <u>統括管理</u> に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに作成してください。
2	入札参加資格確認審査に係る提出書類	2-10	運営業務を行う者の参加資格要件に関する書類	<u>維持管理</u> 業務を行う企業名：	<u>運営</u> 業務を行う企業名：
3	提案審査に係る提出書類		作成要領 1 基本事項 (2) 提出部数等 ⑤ その他	副本分については、入札参加グループ名及び代表企業、構成企業、協力企業及びPark-PFI担当企業の企業名を一切記載せず、入札参加グループ名については、入札参加資格確認審査に係る提出書類の提出時に、本市が与える「記号」を表記し、企業名については「代表企業」、「構成企業A」、「構成企業B」、「協力企業A」、「Park-PFI担当企業A」等の匿名を使用すること。	副本分については、入札参加グループ名及び代表企業、構成企業、協力企業及びPark-PFI担当企業の企業名を一切記載せず、入札参加グループ名については、入札参加資格確認審査に係る提出書類の提出時に、本市が与える「記号」を表記し、企業名については「代表企業」、「構成企業A」、「構成企業B」、「協力企業A」、「Park-PFI担当企業A」等の匿名を使用すること。なお、匿名企業の一覧表を正本と併せて提出すること（様式の指定なし）。
4	提案審査に係る提出書類		提案審査に係る提出書類の構成	書類名：提案書※ 分類：8 事業スケジュール表 項目：事業スケジュール表（PFI事業、Park-PFI事業） 様式： <u>なし</u> No：I-1 枚数制限：1 用紙サイズ：A3	書類名：提案書※ 分類：8 事業スケジュール表 項目：事業スケジュール表（PFI事業、Park-PFI事業） 様式： <u>指定(Excel)</u> No：I-1 枚数制限：1 用紙サイズ：A3
5		I-1	事業スケジュール表 (PFI事業、Park-PFI事業)	(様式追加)	
6		J-1	資金収支計画表	(別紙1参照)	

富士見公園再編整備事業 様式集に係る新旧対照表

No	資料名	様式	項目等	修正前	修正後
7		K-1	初期投資費 見積概要書	(別紙2参照)	

富士見公園再編整備事業 事業契約書（案）に係る新旧対照表

No	頁	別紙	条	1	(1)	ア	①	(ア)	項目等	修正前	修正後
1	61	5		1					1 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	※施設整備費は、別紙4 表2「施設費」のうち、改定の対象となる建設工事（一期工事部分から五期工事部分のいずれか）の「建設工事費」のみとする。	※施設整備費は、別紙4 表1「施設費」のうち、改定の対象となる建設工事（一期工事部分から五期工事部分のいずれか）の「建設工事費」のみとする。

富士見公園再編整備事業 実施協定書（案）に係る新旧対照表

No	頁	別紙	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1	21		55	3			設置許可の更新	第1項の設置許可期間は、許可の日から10年とする。	第1項の設置許可期間は、許可の日から最大10年とする。
2	26		71				不可抗力による協定解除	本実施協定の締結後に発生した不可抗力により、Park-PFI事業の継続が不能となった場合、市はPark-PFI事業者との間で協議するものとする。事業の継続に追加の費用を要する場合も同様とする。	本実施協定の締結後に発生した不可抗力により、Park-PFI事業の継続が不能となった場合、市はPark-PFI事業者との間で協議するものとする。
3	27		74				法令変更による協定解除	本実施協定の締結後に発生した法令変更により、Park-PFI事業の継続が不能となった場合、市はPark-PFI事業者との間で協議するものとする。事業の継続に追加の費用を要する場合も同様とする。	本実施協定の締結後に発生した法令変更により、Park-PFI事業の継続が不能となった場合、市はPark-PFI事業者との間で協議するものとする。